

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第23回） 議事概要**

1 日 時

平成23年1月28日（金） 16時00分～18時10分

2 場 所

総務省 11階会議室

3 議 題

- (1) 情報通信技術分科会の委員会再編について
- (2) 放送設備安全・信頼性検討に係る骨子（案）について
- (3) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊東主査（東京理科大学）、浅見（日本CATV技術協会）、井家上（明治大学）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、門脇（情報通信研究機構）、関根（明治大学）、丹（北陸先端科学技術大学院大学）、野田（日本ケーブルラボ）、村山（岩手県立大学）、山田（関西学院大学）

【総務省】稲田（大臣官房審議官）、影井（情報流通行政局放送政策課）

【事務局】田中、木村（情報流通行政局放送技術課）、坂中（情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室）

5 配付資料

資料23-1 情報通信技術分科会の再編（制度関係）について

資料23-2 諮問事項の引き継ぎについて

資料23-3 情報通信技術分科会における委員会の設置

資料23-4 放送の安全・信頼性に係る技術的条件の方向性

資料23-5 放送設備安全信頼性検討作業班1報告書骨子（案）

資料23-6 放送設備安全信頼性検討作業班2報告書骨子（案）

資料23-7 「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」についての関係者からの意見聴取（報道資料）

参考資料1 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 構成員

参考資料2 放送設備安全信頼性検討作業班1及び2の設置について

参考資料3 今後の検討スケジュール（案）

6 議事概要

議事次第に沿って、以下の審議を行った。

(1) 情報通信技術分科会の委員会再編について

情報通信技術分科会の委員会再編について、事務局より資料23-1、資料23-2及び資料23-3に基づき説明が行われた。

(2) 放送設備安全・信頼性検討に係る骨子(案)について

放送設備安全・信頼性検討に係る骨子(案)について、甲藤専門委員より資料23-4及び資料23-5に基づいて作業班1の骨子(案)の、野田専門委員より資料23-4及び資料23-6に基づいて作業班2の骨子(案)の説明が行われた。

これらについての質疑応答は以下の通り。

- 災害情報等、局所的に有用な情報を放送する場合もあり、放送局の規模だけを観点として技術的条件を考慮しないほうがよいのではないか。(村山専門委員)
- ネットワークのように、設備自体のバックアップを用意するのではなく、バックアップのルートを備え、駄目になった部分をカバーするという考え方はできないか。(村山専門委員)
 - 放送では、局の間を結ぶ中継回線に有線と無線を組み合わせる構成によってバックアップを用意する形をとっている例もある。(甲藤専門委員)
- インターネットの分野では、特別に災害に強いデータセンターを各地に作り、重要な設備を設置している。データセンターをどのように作ったかの条件が放送の参考とはならないか。(村山専門委員)
 - 放送においても、冗長性を高めるという部分において参考にしている。また、基本的に番組送出設備や親局といった部分はデータセンターに近い構成となっており、一事業者の演奏所間回線設備は、データセンターの分散に相当するようなものとなっている。(甲藤専門委員)
- 周波数の精度や空中線電力の偏差に関する技術的条件は、現在でも小さい局については緩和された条件となっている。親局と比べて中継局の技術的条件が緩和されているのは従来からの流れであり、それを考慮したものとしている。(伊東主査)
- 災害については、地域が自然災害の影響を受けて全局障害となった場合はどうにもならないが、一放送局ごとの障害であれば、他のチャンネルも利用できるもので、放送自体が届かないわけではない。一つ一つの放送局が対象となる安全・信頼性の技術的条件なので、そのような観点で担保をしていくことになる。(事務局)

- 作業班 1 と作業班 2 の間で違いのある部分は整合をとるようにしてもらいたい。また、「直ちに」や「速やかに」という表現についてはある程度解釈ができるガイドラインが必要になるのでは。（伊東主査）
- 骨子（案）には現在定性的な表現が多いが、今後検討を進める中で、定量的な表現に変わっていくのか。定性的な表現の場合は、どう解釈するかが難しいのではないか。（都竹専門委員）
 - 措置事項の部分が技術基準の省令となり、それ以外の部分は解釈として審査基準、訓令という形となる。省令となる部分で定性的な表現が多いが、対象設備の種類が千差万別であることもあり、数字で定めることは難しい。「直ちに」「速やかに」については、審査基準で例示をすることで、定性的な言葉の示すものを定量的にできればと思慮。（事務局）
 - 審査基準は公開されるものなのか。（伊東主査）
 - 訓令はパブリックコメントを行い定めるものなので公開される。（事務局）
- 電源設備と停電対策の措置は分ける必要があるのか。電源設備に関する内容は、停電対策に含まれるものではないのか。（伊東主査）
 - 停電対策の措置では、商用電源が停電した場合に備え、非常用発電機を設置する、または蓄電池を設置して瞬断や短時間の停電に対応することを求めている。一方、電源設備の措置では、機器を冗長構成とした場合に、電力容量が不足し必要な電源を供給できずに事故となった事例があり、そうしたことがないよう電源を整備すること及び非常用電源が必要な場合に動作するか確認することを求めている。（事務局）
 - 電源容量であれば、設計の段階の話であって、常時気に掛けるようなものではないのではないか。審査の時にチェックするのならわかるが、その後は定期的にチェックを求めるもの。そうであるのなら、停電対策に含まれる部分と考えてもよいのではないか。容量不足などというのは、事業者として恥ずかしい話。（伊東主査）
 - 設備の増設等で担保がされなくなる場合もある。かつ、この技術基準は維持義務がかかっており、審査時だけではなくその後も維持を要求されるもの。事例、内容については甲藤主任と相談の上で調整を進めたい。（事務局）

- 星取り表で措置の「対象とする」、「対象としない」に関して、「対象としない」理由が明確にできないのであれば、できる限り各放送方式で共通化を図って欲しい。コミュニティ放送のような小規模のものについてまで厳しい内容を求めるものではないが、放送対象地域があまり変わらないものについて、技術的あるいはその他の適切な理由が明示できないのであれば、措置を統一しておかないとおかしな話となる。（伊東主査）

- 誘導対策は無線では与干渉の主旨の規定のようだが、有線では被干渉の主旨で規定されているが何故か。（都竹主査代理）
 - 電気通信事業法においては被干渉の主旨で規定されていたので、被干渉で規定した。（野田専門委員）

- 有線の技術基準として、対雷対策が盛り込まれていない理由は。（都竹主査代理）
 - 現在、調整中のため空欄としてある。なお、現在1月31日を〆切として作業班2の構成員に対して意見を求めているところである。（野田専門委員）

- 特にヘッドエンドや受信空中線については、何らかの対雷対策は必要と思う。（伊東主査）
 - 例えば、受信空中線の耐震対策についてかつては避雷針の対策をしたところ、そこに雷が落ち、その結果ノイズがのって放送の品質が落ちたため撤去したという話を聞いた。受信空中線については、このような話もあることを踏まえ、検討が必要と認識。誘導対策について、線路部分については対雷対策を意識して書いている部分もある。資料で防護装置の具体例として、遮へい効果の高いものやサージ対策のことにも触れており、対雷対策はここで読むようにしてある。なお、別項立てにするか否かも含めて、現在作業班2の構成員に意見を伺っているところ。（事務局）

- 作業班1と作業班2で、誘導対策の意味合いが違うとすると、それぞれに合った項目に変えた方がよいと思う。検討して欲しい。（伊東主査）

- 報告書では故障検出の対象範囲として伝送路を含まないとされている。有線放送で故障と言えば断線を想像するが、本当に対策をとらなくても良いのか。（伊東主査）

- 新しい図では少し資料を修正している。措置の対象範囲として伝送路でも光ノード、幹線部分ぐらいまではきっちりと措置するというので、作業班2の構成員の意見は一致している。（事務局）

- すべてが双方向アンプではなく、その場合の対策は難しいので現在議論しているところ。片方向の場合は、視聴者が見ているので、それを検知と見なしてもよいのではないかと、という意見もある。（野田専門委員）

- 事業法では加入者数を基準にして規模を決めている。端子数は最大加入者数のことを指すので、実際の加入者数の相場観も含めて、どちらを基準の数字として用いるか検討した方がいいと思う。（浅見専門委員）

- 作業班2で議論があったところ。端子数で見れば最大加入者数を表し、結果漏れがないということから端子数で整理した。（野田専門委員）

- 加入者数は分かりやすい数字だが、どの線でどれだけの加入者をカバーしているのかによって対策が変わるとなると大変だろう。最大加入者数である端子数で見るという考え方は納得できると思う。また、現行の有テレ法から見ても業界から理解が得やすいと思う。その一方で役務利用放送法もあるので、そこは上手く整合をとる必要があると思う。（伊東主査）

- 役務利用放送事業者、特にIPマルチキャスト方式の事業者の設備については電気通信事業法で規定されているので問題ないとの話があった。一方、例えば消防法では対象外になっているが、そこに放送設備を設置する際は防火対策をとらなくてはいけなくなる場合もある。この点では規律を厳しくするという理解でよいか。だとすると、電気通信事業法で規律することと放送法で規律するレベルが同じものでよいか、考えておく必要があると思う。（伊東主査）

- 例えば、異常ふくそう対策は別途規定した方がよいのでは、という意見がある。もし規定しなくてよいならその理由の提出を求めているところ。（野田専門委員）

- 有線役務利用放送事業者の実態について、必ずしも1者から役務提供を受けているわけではない。この場合、電気通信事業者は個々に事業法の基準を満足しているが、全体の放送ネットワークとして見たときに基準を満たしているのか、確認する必要があると考えている。（事務局）

- 有線と無線で違う部分は当然出てくると思うが、違うところは違うことがわかるように、また合わせられるものは、平仄を合わせることをお願いしたい。また、作

業班1については、多様な放送システムが対象であり、それぞれ個別の事情があると思うが、同様と考えられるところは共通化を図って欲しい。（伊東主査）

（3）その他

事務局より資料23-7に基づき、学識経験者からの意見の提出を募集し、意見があった場合は、次回の委員会で意見の陳述の機会を設ける旨の報告がなされた。最後に、次回の委員会は2月21日に開催予定であるが、開催場所等詳細については別途連絡をする旨の連絡があった。

以上